●主なコース…旧大野木場小学校被災校舎・砂防みらい館、鮎帰りの滝、白洲の真砂上陸体験　など

今回は、自然を感じ満喫できるツアーとして、平成新山を間近に見れる砂防みらい館や避暑地としても人気な鮎帰りの滝を訪れます。真夏の暑い時期に滝の水に浸り涼を感じてみませんか？そして午後からは、４月から８月の限られた時期に原城沖に突如現れる浅瀬、白洲の真砂に上陸します。白洲の真砂はリソサムニュームという植物の一種が集まり浅瀬になっているもので、世界でも数か所でしか見れない大変貴重な場所です。

※この機会を逃してしまうと次に見れるのは来年になるかも！！

ぜひ夏休みの思い出づくりとして参加しませんか？

7月23日(日)　※雨天決行　コース変更の場合あり

●集合場所・時間：左記参照
●参加資格：市民または市内勤務の人
●募集定員：先着３０人
●参 加 費：無料
●持 参 品：帽子、タオル、飲み物、お弁当、ビーチサンダル

※動きやすい服装でご参加ください。上陸体験では濡れることもありますので着替えを準備しておいてください。

●申込方法：①名前　②住所　③連絡先　④乗降場所

※上記内容を電話、FAXまたはＥメールで申し込みください。

●申込期限：**7月14日(金) 午後5時まで**

●集合場所・時間（各地区バスにて送迎）

地区	集合場所	出発時間	到着時間
加津佐	前浜海水浴場（交番前）	8:30	15:00
口之津	口之津庁舎前駐車場	8:40	15:10
南有馬	南有馬庁舎前バス停	8:55	15:25
北有馬	北有馬保健センター	9:05	15:35
西有家	西有家庁舎	9:15	15:45
有家	有家庁舎	9:20	15:50
布津	世紀の泉	9:35	16:05
深江	深江庁舎	9:45	16:15

※到着時間については前後する場合があります。

申し込み・お問い合わせ　商工観光課　☎73-6632 FAX82-3086　Eメール: kankou@city.minamishimabara.lg.jp

平成29年８月から

高額療養費の上限額が変わります

問 保険年金課 ☎７３－６６４１　または　長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095－816－3930

●高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年８月から、上限額（月ごと）が下表のように変わります。

※どの適用区分に該当するかは、被保険者証または限度額認定証でご確認いただけます。

適用区分		平成29年７月まで 外来(個人ごと)	平成29年７月まで 外来＋入院(世帯ごと)	平成29年８月から 外来(個人ごと)	平成29年８月から 外来＋入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得145万円以上の人	44,400円	80,100円＋(医療費－267,000)×1%〈多数回 44,400円 ※2〉	57,600円	80,100円＋(医療費－267,000)×1%〈多数回 44,400円 ※2〉
一般	課税所得145万円未満の人（※1）	12,000円	44,400円	14,000円［年間上限 14万4,000円］	57,600円〈多数回 44,400円 ※2〉
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
住民税非課税	Ⅰ 住民税非課税世帯（年金収入80万円以下など）	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（１人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※2 過去 12 か月以内に３回以上、上限額に達した場合は、４回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

後期高齢者医療制度のお知らせ

問 保険年金課 ☎７３－６６４１　または　長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095－816－3930

●被保険者証（保険証）の更新

８月から被保険者証（保険証）が新しくなります

現在使用している保険証の有効期限は、７月31日までとなります。

新しい保険証を７月中に交付（郵送など）しますので、記載内容を確認し、大切にお使いください。なお、更新の際の手続きは必要ありません。

※有効期限の過ぎた保険証は、細かく裁断し破棄していただくか、保険年金課（もしくは支所）までお返しください。

※保険料を滞納していると、通常の保険証よりも有効期限の短い保険証が交付される場合があります。また、特別な事情もなく滞納すると、差押などの滞納処分を受ける場合もあります。

●限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などの窓口に提示していただくことで、受診時の窓口での支払い（保険適用分）が自己負担限度額までとなります。また、食事代が減額されます。

■認定の対象となる人

住民税非課税世帯に属している人（同一世帯の全員が住民税非課税の場合）

■既に交付を受けている人

現在使用している認定証の有効期限は、７月31日までとなります。引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証と同封して７月中に交付（郵送など）します。（申請不要）

※「区分Ⅱ」の認定証を持っている人で、その交付を受けている期間に90日を超える入院（申請日から過去１年以内）がある場合は、別途申請をすることにより、申請した日からさらに食事代が減額されます。

■認定証の交付を受けるには

保険年金課（または各支所）で申請手続きを行ってください。

※認定証を持っていて引き続き対象の人については、図のように、新しい認定証を保険証と一緒に送付します。

申請に必要なもの

保険証、印かん、
届出者の本人確認ができるもの
（マイナンバーカード、免許証など）

広 告

あなたの会社、お店の広告を載せてみませんか。

広告主募集

広報【南島原】で広告を募集しております。

会社・商品ＰＲ、イベント告知に。

◎経費削減と新たな財源の確保のために、有料広告を募集しています。
◎広報紙のほか、市ホームページのバナー広告も併せて募集しています。
検討してはいかがですか。

詳しくは… 問 企画振興課 ☎73-6631

お任せください！
創業昭和四年
シロアリ駆除
松尾白蟻
南島原市加津佐町乙16番地16
☎87-5112